

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年11月12日 16時30分ごろ
発生場所	石川県七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦埼東北東方沖 祖母ヶ浦港東防波堤灯台から真方位071°4,200m付近 (概位 北緯37°10.8′ 東経137°04.7′)
事故の概要	プレジャーボートOCEAN BRIDGEⅢは、東進中、定置網に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年12月5日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート OCEAN BRIDGEⅢ、2.0トン
船舶番号、船舶所有者等	281-40533石川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 舵軸に曲損 定置網 垣網のロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣り場に向けて石川県穴水町所在のマリーナを出発した。</p> <p>本船は、船長が立って操船に当たり、GPSプロッターに設定した予定針路線に沿って航行した。</p> <p>船長は、GPSプロッターに祖母ヶ浦埼東北東方沖の定置網の位置を示すマークを3点入力していたが、本事故当時、気象及び海象の状況が良かったので、定置網の位置を詳細に入力しようと思い、定置網に接近した。</p> <p>本船は、約12ノットの対地速力で、定置網の垣網の浮子に沿うように航行していたところ、定置網に乗り揚げた。</p>
分析	<p>本船は、祖母ヶ浦埼東北東方沖の定置網の垣網の浮子に沿うように航行中、見張りを適切に行っていなかったことから、定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、GPSプロッターに定置網の位置を詳細に入力しようと思い、定置網に接近して航行していたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、祖母ヶ浦埼東北東方沖の定置網の垣網の浮子に沿うように航行中、見張りを適切に行っていなかったため、定置網に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 定置網が設置されている付近を航行する際、不用意に定置網に近づかないこと。
--	--